



# 鳥取県公報

令和元年 7 月 4 日 (木)  
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (4) (人事企画課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県行政組織条例の一部改正により部局が見直されることに伴い、部内局及び課の組織を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 交流人口拡大本部に観光交流局、地域づくり推進部に中山間・地域交通局、中山間振興統括本部及び文化財局を置く。
- (2) 令和新時代創造本部に新時代創造課、政策調整課、広報課、女性活躍推進課及び統計課を置く。
- (3) 交流人口拡大本部にふるさと人口政策課、東京本部、関西本部及び名古屋代表部を、観光交流局に観光戦略課、国際観光誘客課、交流推進課及びまんが王国官房を置く。
- (4) 地域づくり推進部に市町村課、県民参画協働課、文化政策課及びスポーツ課を、中山間・地域交通局に中山間地域政策課及び地域交通政策課を、文化財局に文化財課及びとっとり弥生の王国推進課を置く。
- (5) 子育て・人財局に子育て王国課、家庭支援課及び総合教育推進課を置く。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和元年10月1日とする(6)の一部を除き、同年7月5日とする。
  - イ 関係規則について所要の改正を行う。

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第4号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p><u>第3節 交流人口拡大本部の所管に属する機関</u> <u>（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第4節 危機管理局の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 消防防災航空センター（<u>第25条・第26条</u>）</p> <p>第2款 消防学校（<u>第27条・第28条</u>）</p> <p><u>第5節 総務部の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 公文書館（<u>第29条－第32条</u>）</p> <p>第2款 県税事務所（<u>第33条・第34条</u>）</p> <p>第3款 人権ひろば21（<u>第35条・第36条</u>）</p> <p><u>第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 <u>東部地域振興事務所（第37条－第39条）</u></p> <p>第2款 県民文化会館（<u>第40条・第41条</u>）</p> <p>第3款 倉吉未来中心（<u>第42条・第43条</u>）</p> <p>第4款 童謡館（<u>第44条・第45条</u>）</p> <p>第5款 <u>コンベンションセンター（第46条・第47条）</u></p> <p>第6款 社会体育施設（<u>第48条・第49条</u>）</p> <p>第7款 倉吉体育文化会館（<u>第50条・第51条</u>）</p> <p>第8款 産業体育館（<u>第52条・第53条</u>）</p> <p>第9款 <u>埋蔵文化財センター（第54条－第56条）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p><u>第3節 危機管理局の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 消防防災航空センター（<u>第23条・第23条の2</u>）</p> <p>第2款 消防学校（<u>第24条・第24条の2</u>）</p> <p><u>第4節 総務部の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 公文書館（<u>第25条－第34条の2</u>）</p> <p>第2款 県税事務所（<u>第35条・第36条</u>）</p> <p>第3款 人権ひろば21（<u>第37条・第38条</u>）</p> <p><u>第5節 地域振興部の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 県民文化会館（<u>第39条・第40条</u>）</p> <p>第2款 倉吉未来中心（<u>第41条・第42条</u>）</p> <p>第3款 童謡館（<u>第43条・第44条</u>）</p> <p>第4款 <u>コンベンションセンター（第45条・第46条）</u></p> <p><u>第5款 埋蔵文化財センター（第46条の2－第46条の4）</u></p> <p><u>第6款 むきばんだ史跡公園（第46条の5・第46条の6）</u></p> <p>第7款 社会体育施設（<u>第47条・第48条</u>）</p> <p>第8款 倉吉体育文化会館（<u>第48条の2・第48条の3</u>）</p> <p>第9款 産業体育館（<u>第48条の4・第48条の5</u>）</p>

第10款 むきばんだ史跡公園（第57条・第58条）

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所（第59条・第60条）

第2款 保健所（第61条・第62条）

第3款 身体障害者更生相談所（第63条・第64条）

第4款 知的障害者更生相談所（第65条・第66条）

第5款 障害者体育センター（第67条・第68条）

第6款 福祉人材研修センター（第69条・第70条）

第7款 障害児入所施設及び児童発達支援センター（第71条－第73条）

第8款 看護師等養成施設（第74条－第76条）

第9款 歯科衛生専門学校（第77条・第78条）

第10款 精神保健福祉センター（第79条－第81条）

第8節 子育て・人材局の所管に属する機関

第1款 鳥取砂丘こどもの国（第82条・第83条）

第2款 福祉相談センター（第84条－第86条）

第3款 児童相談所（第87条－第89条）

第4款 婦人相談所（第90条・第91条）

第5款 児童自立支援施設（第92条－第94条）

第9節 生活環境部の所管に属する機関

第1款・第2款 略

第3款 東部建築住宅事務所（第99条・第99条の2）

第4款 略

第10節 略

第11節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 東部農林事務所（第107条・第108条）

第2款～第16款 略

第12節 略

第13節 令和新時代創造本部及び総務部の所管に

第6節 観光交流局の所管に属する機関（第48条の6・第48条の7）

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所（第49条・第50条）

第2款 保健所（第51条・第52条）

第3款 身体障害者更生相談所（第53条・第54条）

第4款 知的障害者更生相談所（第55条・第56条）

第5款 障害者体育センター（第59条・第60条）

第6款 福祉人材研修センター（第63条－第67条）

第7款 鳥取砂丘こどもの国（第68条・第69条）

第8款 福祉相談センター（第70条－第72条）

第9款 児童相談所（第73条－第75条）

第10款 婦人相談所（第76条・第77条）

第11款 児童自立支援施設（第78条－第80条）

第12款 障害児入所施設及び児童発達支援センター（第81条－第86条）

第13款 看護師等養成施設（第87条－第89条）

第14款 歯科衛生専門学校（第90条・第91条）

第15款 精神保健福祉センター（第92条－第94条）

第8節 生活環境部の所管に属する機関

第1款・第2款 略

第3款 建築住宅事務所（第99条・第99条の2）

第4款 略

第9節 略

第10節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 農林事務所（第107条・第108条）

第2款～第16款 略

第11節 略

第12節 元気づくり総本部及び総務部の所管に属

属する機関（第151条・第152条）

第14節 略

第15節 略

第4章・第5章 略

附則

（部局及び部内局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

令和新時代創造本部

交流人口拡大本部

危機管理局

総務部

地域づくり推進部

福祉保健部

子育て・人財局

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

交流人口拡大本部	観光交流局
総務部	行財政改革局 人権局 総合事務センター
地域づくり推進部	中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局
福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局
略	

（課及び課内室等の設置）

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
令和		新時代創造課	

する機関（第151条・第152条）

第13節 略

第14節 略

第4章・第5章 略

附則

（部局及び部内局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

元気づくり総本部	元気づくり推進局 東部振興監 子育て王国推進局
総務部	行財政改革局 人権局 総合事務センター
福祉保健部	ささえあい福祉局 <u>子育て王国推進局</u> 健康医療局
略	

（課及び課内室等の設置）

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
元気		とっとり元気戦略	共生社会プロジェクト

新時代創造本部	政策調整課	
	広報課	
	女性活躍推進課	
	統計課	
交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課	関係人口推進室
	東京本部	拉致被害者対策調整室 総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援・県立ハローワークチーム
	関西本部	企業立地・移住促進・県立ハローワークチーム 観光・情報発信チーム 販路開拓チーム
	名古屋代表部	
観光交流局	観光戦略課	
	国際観光誘客課	
	交流推進課	
	まんが王国官房	
略		
総務部	略	
	情報政策課	県庁デジタルイノベーション戦略室
略		
地域づくり	市町村課	
	県民参画協働課	共生社会プロジェ

づくり総本部	課	クト推進室
	広域連携課	
	広報課	
	県民課	
元気づくり推進局	とっとり暮らし支援課	
	参画協働課	
東部振興監	女性活躍推進課	
	東部振興課	
子育て王国推進局		
略		
総務部	略	
	情報政策課	
東京本部	拉致被害者対策調整室 総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援・県立ハローワークチーム	
	関西本部	企業立地・移住促進・県立ハローワークチーム 観光・情報発信チーム 販路開拓チーム
名古屋代表部		
略		
地域振興	地域振興課	
	交通政策課	

り推 進部			クト推進室
		文化政策課	
		スポーツ課	
	中山間 ・地域 交通局	中山間地域政策課	
		地域交通政策課	
	中山間 振興統 括本部		
文化財 局	文化財課		
	とっとり弥生の王 国推進課	青谷上寺地遺跡整 備室	
福祉 保健 部	ささえ あい福 祉局	略	
		長寿社会課	
	健康医 療局	略	
		医療・保険課	
子育 て・ 人財 局		子育て王国課	
		家庭支援課	
		総合教育推進課	
福祉 保健 部・ 子育 て・ 人財 局		子ども発達支援課	
生活 環境 部		略	
		緑豊かな自然課	みどりの愛護のつ どい推進室
		山陰海岸ジオパー ク海と大地の自然 館	
	略		
略			

部		教育・学術振興課	
		統計課	
		文化政策課	
		文化財課	歴史遺産室
		スポーツ課	
観光 交流 局		観光戦略課	国際観光誘客室
		交流推進課	
		まんが王国官房	
福祉 保健 部	ささえ あい福 祉局	略	
		長寿社会課	
	子育て 王国推 進局	子育て応援課	
		青少年・家庭課	
		子ども発達支援課	
健康医 療局		略	
		医療・保険課	
生活 環境 部		略	
		緑豊かな自然課	みどりの愛護のつ どい推進室
	略		
観光 交流 局・ 生活 環境		山陰海岸ジオパー ク海と大地の自然 館	

商工 労働 部		商工政策課	
	略		
	雇用人 材局	雇用政策課	障がい者・外国人 就労支援室
		略	
		産業人材課	
	略		
略			

部			
	商工 労働 部	商工政策課	
	略		
	雇用人 材局	雇用政策課	
		略	
		産業人材課	高度技能開発室
略			
略			

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の2 元気づくり総本部各課及び子育て王国推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 将来ビジョンに関すること。
- (4) 地方創生に係る共生社会プロジェクトの総合調整に関すること。
- (5) 統轄監の秘書に関すること。
- (6) 総本部の連絡調整に関すること。
- (7) 総本部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)
- (8) その他総本部内他課の所掌に属しないこと。

広域連携課

- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の総合調整に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。
- (4) 国土形成計画に関すること。

広報課

- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

県民課

- (1) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 陳情、要望等の処理に関すること。
- (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

- (4) 住民自治の支援に関すること。
- (5) 県民参画の推進に関すること。
- (6) 情報公開に係る事務の総括に関すること。
- (7) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
- (8) 行政手続に係る事務の総括に関すること。  
元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
- (1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。
- (2) 県外からの移住定住の促進に関すること。
- (3) 街中の過疎対策及び振興に関すること。
- (4) その他局内他課の所掌に属しないこと。  
元気づくり推進局参画協働課
- (1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した地域づくりの推進に関すること。
- (2) ボランティア等の社会参加活動の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。  
元気づくり推進局女性活躍推進課
- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること（人権局人権・同和対策課と共管）。  
東部振興監東部振興課
- (1) 県東部圏域の活性化に関すること（本庁と各地方機関との間の総合調整を含む。）。
- (2) 県東部圏域に係る災害対策本部地方支部に関すること。
- (3) 県東部圏域に係る特定非営利活動法人等に関すること。
- (4) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関すること。
- (5) 鳥取県東部庁舎の車両に関すること（鳥取県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県東部農林事務所（八頭事務所を除く。）、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部県税事務所収税課、鳥取県東

部農林事務所農業振興課及び鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。)。

子育て王国推進局

少子化対策に関すること（子育て王国推進局子育て応援課と共管）。

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)

第6条の2 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

新時代創造課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 地方創生の推進の総括に関すること。
- (4) 統轄監の秘書に関すること。
- (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (6) 本部の連絡調整に関すること。
- (7) 本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

政策調整課

- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の総合調整に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。
- (4) 国土形成計画に関すること。
- (5) 高速鉄道整備に係る総合調整に関すること。

広報課

- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

女性活躍推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること（人権局人権・同和対策課と共管）。

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

(交流人口拡大本部各課の所掌事務)

第6条の3 交流人口拡大本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ふるさと人口政策課

- (1) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡大に関すること。
- (2) 県外大学との連携の促進に関すること。
- (3) 人口減少対策に関すること。
- (4) 本部の連絡調整に関すること。
- (5) 本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

東京本部

- (1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関すること。
- (2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。
- (4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (5) 観光の宣伝に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。
- (6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。
- (7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。
- (8) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。
- (9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

る。)。。

(10) 鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び情報発信に関すること。

(11) その他知事の特命事項に関すること。

関西本部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。。

(2) 関西地域等の商況等及び中京地域等の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。。

(4) 観光の宣伝に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。。

(5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。。

(7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。。

(8) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。。

名古屋代表部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。。

(2) 中京地域等の商況等（農産物市場の状況等を除く。）の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。。

(4) 観光の宣伝に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。。

(5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。。

(7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。。

観光交流局観光戦略課

(1) 観光の振興に関すること。

(2) コンベンションの振興に関すること。

(3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整

に関すること。

(4) 国内航空路線の整備及び利用の促進並びに空港の利便性の向上に関すること。

(5) 夢みなとタワーに関すること。

(6) その他局内他課の所掌に属しないこと。

観光交流局国際観光誘客課

(1) インバウンドへの対応に関すること。

(2) 国際航空路線の整備及び利用の促進に関すること。

観光交流局交流推進課

(1) 国内交流の推進に関すること。

(2) 国際交流の推進に関すること。

(3) 多文化共生の推進に関すること。

(4) 旅券の発給に関すること。

観光交流局まんが王国官房

まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域の活性化に関すること。

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～情報政策課 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の3 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～情報政策課 略

東京本部

(1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関すること。

(2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。

(7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(8) 県内への定住促進等に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

<p>行財政改革局人事企画課～行財政改革局職員人材開発センター 略                  人権局人権・同和対策課                  (1)～(3) 略                  (4) 男女共同参画センターに関する<u>こと</u>（<u>女性活躍推進課</u>と共管）。</p>	<p>る。）。                  (10) <u>鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び情報発信に関すること。</u>                  (11) <u>その他知事の特命事項に関すること。</u>  <u>関西本部</u>                  (1) <u>県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。</u>                  (2) <u>関西地域等の商況、中京地域等の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。</u>                  (3) <u>県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。</u>                  (4) <u>観光の宣伝に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。</u>                  (5) <u>関西地域等の企業の誘致に関すること。</u>                  (6) <u>県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。</u>                  (7) <u>県内への定住促進等に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。</u>                  (8) <u>無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。</u>  <u>名古屋代表部</u>                  (1) <u>県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。</u>                  (2) <u>中京地域等の商況（農産物市場の状況等を除く。）等の調査及び情報連絡に関すること。</u>                  (3) <u>県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。</u>                  (4) <u>観光の宣伝に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。</u>                  (5) <u>中京地域等の企業の誘致に関すること。</u>                  (6) <u>県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。</u>                  (7) <u>県内への定住促進等に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。</u>                  行財政改革局人事企画課～行財政改革局職員人材開発センター 略                  人権局人権・同和対策課                  (1)～(3) 略                  (4) 男女共同参画センターに関する<u>こと</u>（<u>元気づくり推進局女性活躍推進課</u>と共管）。</p>
--	--

(5) 略

総合事務センター庶務集中課・総合事務センター  
物品契約課 略

(5) 略

総合事務センター庶務集中課・総合事務センター  
物品契約課 略

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

(1) 市町村と連携した地域振興のための施策に関すること。

(2) 市町村の地方分権の推進に関すること。

(3) 市町村の行財政に関すること。

(4) 選挙に関すること。

(5) 住民基本台帳に関すること（情報政策課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 部の連絡調整に関すること。

(7) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(8) その他部内他課の所掌に属しないこと。

交通政策課

(1) 交通政策に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 高速交通体系の整備に係る総合調整に関すること。

(3) 航空便運航に係る空港の利用調整に関すること（観光戦略課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 鉄道の整備の促進に関すること。

(5) 乗合バスの運行確保対策に関すること。

教育・学術振興課

(1) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。

(2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること（私立幼稚園に関するものを除く。）。

(3) 科学技術の振興に関すること。

(4) 公立大学法人公立鳥取環境大学に関すること。

統計課

(1) 国勢調査に関すること。

(2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。

(3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。

	<p>(4) <u>統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他他課の所掌に属しない統計に関すること。</u></p> <p>文化政策課</p> <p>(1) <u>文化振興の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文化芸術の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>総合芸術文化祭に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県民文化会館、倉吉未来中心、童謡館及びコンベンションセンターに関すること。</u></p> <p>文化財課</p> <p>(1) <u>文化財の保護に関すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥取県埋蔵文化財センターに関すること。</u></p> <p>(3) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園に関すること。</u></p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) <u>スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツの競技力向上に関すること。</u></p> <p>(4) <u>スポーツ大会、合宿等の誘致に関すること。</u></p> <p>(5) <u>社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関すること。</u></p>
<p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>市町村課</p> <p>(1) <u>市町村と連携した地域振興のための施策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市町村の地方分権の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市町村の行財政に関すること。</u></p> <p>(4) <u>選挙に関すること。</u></p> <p>(5) <u>住民基本台帳に関すること（情報政策課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>東部地域振興事務所に関すること。</u></p> <p>(7) <u>部の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(9) <u>その他部内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>県民参画協働課</p> <p>(1) <u>県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した地域づくりの推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ボランティア等の社会参加活動の推進及び総</u></p>	

合調整に関すること。

- (3) 特定非営利活動法人に関すること。
- (4) 県政に対する提案、意見、苦情、陳情、要望等の処理に関すること。
- (5) 県民参画の推進に関すること。
- (6) 情報公開に係る事務の総括に関すること。
- (7) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
- (8) 行政手続に係る事務の総括に関すること。
- (9) 地方創生に係る共生社会プロジェクトの総合調整に関すること。

文化政策課

- (1) 文化振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 文化芸術の推進に関すること。
- (3) 総合芸術文化祭に関すること。
- (4) 県民文化会館、倉吉未来中心、童謡館及びコンベンションセンターに関すること。

スポーツ課

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) スポーツの競技力向上に関すること。
- (4) スポーツ大会、合宿等の誘致に関すること。
- (5) 社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関すること。

中山間・地域交通局中山間地域政策課

- (1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。
- (2) まちなかの過疎対策及び振興に関すること。
- (3) 空き家の利活用及び除却に関すること。
- (4) 街なみ環境整備に関すること。
- (5) その他局内他課の所掌に属しないこと。

中山間・地域交通局地域交通政策課

- (1) 地域交通政策（駅前整備を含む。）に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 航空便運航に係る空港の利用調整に関すること（観光交流局観光戦略課及び国際観光誘客課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 鉄道の整備の促進に関すること。
- (4) 乗合バスの運行確保対策に関すること。

中山間振興統括本部

- (1) 地域づくり推進部の所掌する中山間振興施策の連携推進に関すること。
- (2) 地域の特色あるまちづくりの総括に関すること。

文化財局文化財課

(1) 文化財の保護に関すること（文化財局とつとり弥生の王国推進課の所掌に属するものを除く。）。

(2) その他局内他課の所掌に属しないこと。

文化財局とつとり弥生の王国推進課

(1) 埋蔵文化財及び史跡の保護に関すること。

(2) 鳥取県埋蔵文化財センターに関すること。

(3) 鳥取県立むきばんだ史跡公園に関すること。

(4) 世界遺産及び日本遺産に関すること。

(観光交流局各課の所掌事務)

第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

(1) 観光の振興に関すること。

(2) コンベンションの振興に関すること。

(3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

(4) 航空路線の整備及び利用の促進並びに空港の利便性の向上に関すること。

(5) 夢みなとタワーに関すること。

(6) 局の連絡調整に関すること。

(7) 局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(8) その他局内他課の所掌に属しないこと。

交流推進課

(1) 国内交流の推進に関すること。

(2) 国際交流の推進に関すること。

(3) 多文化共生の推進に関すること。

(4) 旅券の発給に関すること。

まんが王国官房

まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域の活性化に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課～ささえあい福祉局長寿社会課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課～ささえあい福祉局長寿社会課 略

子育て王国推進局子育て応援課

(1) 少子化対策に関すること（元気づくり総本部子育て王国推進局と共管）。

(2) 児童福祉（障害児福祉に係るものを除く。）

<p>健康医療局健康政策課～健康医療局医療・保険課 略</p>	<p>に関すること。  <u>(3) 私立幼稚園及び認定こども園に関すること。</u>  <u>(4) 鳥取砂丘こどもの国に関すること。</u>  <u>(5) 児童手当に関すること。</u>  <u>(6) 母子保健に関すること。</u>  <u>(7) 結核児童の療育に関すること。</u>  <u>(8) 母体保護及び受胎調節に関すること。</u>  <u>(9) その他局内他課の所掌に属しないこと。</u>  <u>子育て王国推進局青少年・家庭課</u>  <u>(1) 青少年施策の推進に関すること。</u>  <u>(2) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。</u>  <u>(3) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。</u>  <u>(4) 児童扶養手当に関すること。</u>  <u>(5) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。</u>  <u>(6) 児童虐待防止に関すること。</u>  <u>(7) 福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所及び児童自立支援施設に関すること。</u>  <u>子育て王国推進局子ども発達支援課</u>  <u>(1) 障害児福祉に関すること。</u>  <u>(2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに関すること。</u>  健康医療局健康政策課～健康医療局医療・保険課 略</p>
<p><u>(子育て・人財局各課の所掌事務)</u>  <u>第9条の2 子育て・人財局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</u>  <u>子育て王国課</u>  <u>(1) 少子化対策に関すること。</u>  <u>(2) 児童福祉（障害児福祉に係るものを除く。）に関すること。</u>  <u>(3) 私立幼稚園及び認定こども園に関すること。</u>  <u>(4) 児童手当に関すること。</u>  <u>(5) 青少年施策の推進に関すること。</u>  <u>(6) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。</u>  <u>(7) 鳥取砂丘こどもの国に関すること。</u>  <u>(8) 局の連絡調整に関すること。</u>  <u>(9) 局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u>  <u>(10) その他局内他課の所掌に属しないこと。</u>  <u>家庭支援課</u></p>	

- (1) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (2) 児童扶養手当に関すること。
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (4) 児童虐待防止に関すること。
- (5) 母子保健に関すること。
- (6) 結核児童の療育に関すること。
- (7) 母体保護及び受胎調節に関すること。
- (8) 福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所及び児童自立支援施設に関すること。

総合教育推進課

- (1) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること（私立幼稚園に関するものを除く。）。
- (3) 科学技術の振興に関すること。
- (4) 公立大学法人公立鳥取環境大学に関すること。
- (5) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に関すること。

(ささえあい福祉局子ども発達支援課の所掌事務)

第9条の3 ささえあい福祉局子ども発達支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害児福祉に関すること。
- (2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに関すること。

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～緑豊かな自然課 略  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

- (1) 山陰海岸ジオパークの調査研究に関すること。
- (2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に関すること（緑豊かな自然課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 山陰海岸ジオパークを活用した地域の活性化に関すること。

くらしの安心局くらしの安心推進課・くらしの安心局消費生活センター 略  
くらしの安心局住まいまちづくり課

(1)～(16) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～緑豊かな自然課 略

くらしの安心局くらしの安心推進課・くらしの安心局消費生活センター 略  
くらしの安心局住まいまちづくり課

(1)～(16) 略

(17) 東部建築住宅事務所に関すること。  
 (18) 略  
 ぐらしの安心局水環境保全課 略

(農林水産部各課の所掌事務)  
 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。  
 農林水産総務課  
 (1) 略  
 (2) 東部農林事務所に関すること。  
 (3)～(6) 略  
 農業大学校～水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)  
 第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。  
 県土総務課  
 (1)～(7) 略  
 (8) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(市町村課の所掌に属するものを除く。)  
 (9)～(11) 略  
 (12) 県土整備事務所に関すること。  
 (13) 略  
 (14) 略  
 (15) 略  
 技術企画課～空港港湾課 略

(職制及び職務)  
 第16条 略  
 2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、令和新時代創造本部を

(17) まち並み形成及び市街地整備の推進に関すること。  
 (18) 建築住宅事務所に関すること。  
 (19) 略  
 ぐらしの安心局水環境保全課 略

(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務)  
 第10条の3 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務は、次のとおりとする。  
 (1) 山陰海岸ジオパークの調査研究に関すること。  
 (2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に関すること(緑豊かな自然課の所掌に属するものを除く)。  
 (3) 山陰海岸ジオパークを活用した地域の活性化に関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)  
 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。  
 農林水産総務課  
 (1) 略  
 (2) 農林事務所に関すること。  
 (3)～(6) 略  
 農業大学校～水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)  
 第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。  
 県土総務課  
 (1)～(7) 略  
 (8) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(地域振興課の所掌に属するものを除く)。  
 (9)～(11) 略  
 (12) 略  
 (13) 略  
 (14) 略  
 技術企画課～空港港湾課 略

(職制及び職務)  
 第16条 略  
 2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、元気づくり総本部長を

<p>所掌し、及び各<u>部局</u>の総合調整を行う。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第1項の規定により置く農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。</p> <p>8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>部内局長 副局長（副局長に相当するものを含む。）</u></p> <p>(3) <u>交流人口拡大本部観光交流局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 文化振興監を<u>地域づくり推進部</u>に置き、文化振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>17 スポーツ振興監を<u>地域づくり推進部</u>に置き、スポーツ振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の9 略</p> <p><u>第3節 交流人口拡大本部の所管に属する機関</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第23条 <u>鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第2条の規</u></p>	<p><u>指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>7 第1項の規定により置く<u>元気づくり総本部東部振興監の長は東部振興監と、農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。</u></p> <p>8 <u>東部振興監は、必要に応じて、県東部圏域における施策の総合調整に関する事務を併せて行う。</u></p> <p>9 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>観光交流局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 文化振興監を<u>地域振興部</u>に置き、文化振興施策及び文化財保護施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>18 スポーツ振興監を<u>地域振興部</u>に置き、スポーツ振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の9 略</p>
--	---

定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立夢みなとタワー	境港市

(所掌事務)

第24条 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するための事務を所掌する。

第4節 危機管理局の所管に属する機関

(設置)

第25条 略

(所掌事務)

第26条 略

(設置)

第27条 略

(所掌事務)

第28条 略

第5節 総務部の所管に属する機関

第29条及び第30条 削除

(名称及び位置)

第31条 略

(所掌事務)

第32条 略

(内部組織)

第33条 略

(名称、位置及び所管区域)

第34条 略

(内部組織及び所掌事務)

第35条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。  
収税課

第3節 危機管理局の所管に属する機関

(設置)

第23条 略

(所掌事務)

第23条の2 略

(設置)

第24条 略

(所掌事務)

第24条の2 略

第4節 総務部の所管に属する機関

第25条から第32条の2まで 削除

(名称及び位置)

第33条 略

(所掌事務)

第34条 略

(内部組織)

第34条の2 略

(名称、位置及び所管区域)

第35条 略

(内部組織及び所掌事務)

第36条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。  
収税課

(1)～(6) 略

(7) 自動車税等（自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）をいう。以下同じ。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

(8) 自動車税等に係る申告書等の受理に関すること。

(9) 自動車税等に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。

(10) 自動車税等に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

(11)～(13) 略  
課税課

(1) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

(2) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。

(3) 県税等（自動車税等を除く。）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

支所 略

(名称及び位置)  
第36条 略

(所掌事務)  
第37条 略

第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関

第1款 東部地域振興事務所

(名称、位置及び所管区域)  
第38条 鳥取県総合事務所等設置条例第4条第1項の規定により鳥取市に設置された東部地域振興事務所の所管区域は、鳥取市、岩美郡及び八頭郡である。

(内部組織及び所掌事務)  
第39条 東部地域振興事務所に、次の表に掲げる課等を置く。

東部振興課
農商工連携チーム
中山間地域振興チーム

(1)～(6) 略

(7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

(8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の受理に関すること。

(9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。

(10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

(11)～(13) 略  
課税課

(1) 県税等（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

(2) 県税等（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。

(3) 県税等（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

支所 略

(名称及び位置)  
第37条 略

(所掌事務)  
第38条 略

第5節 地域振興部の所管に属する機関

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

東部振興課

- (1) 県東部圏域の活性化に関すること（本庁と各地方機関との間の総合調整を含む。）。
- (2) 県東部圏域に係る災害対策本部地方支部に関すること。
- (3) 県東部圏域に係る特定非営利活動法人等に関すること。
- (4) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関すること。
- (5) 鳥取県東部庁舎の車両に関すること（鳥取県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部地域振興事務所、鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県東部農林事務所（八頭事務所を除く。）、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部県税事務所収税課、鳥取県東部農林事務所農業振興課及び鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。）。

農商工連携チーム

中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。

中山間地域振興チーム

過疎・中山間地域の振興に関すること。

第2款 県民文化会館

(名称及び位置)

第40条 略

(所掌事務)

第41条 略

第3款 倉吉未来中心

(名称及び位置)

第42条 略

(所掌事務)

第43条 略

第1款 県民文化会館

(名称及び位置)

第39条 略

(所掌事務)

第40条 略

第2款 倉吉未来中心

(名称及び位置)

第41条 略

(所掌事務)

第42条 略

第4款 童謡館

(名称及び位置)

第44条 略

(所掌事務)

第45条 略

第5款 コンベンションセンター

(名称及び位置)

第46条 略

(所掌事務)

第47条 略

第3款 童謡館

(名称及び位置)

第43条 略

(所掌事務)

第44条 略

第4款 コンベンションセンター

(名称及び位置)

第45条 略

(所掌事務)

第46条 略

第5款 埋蔵文化財センター

(名称及び位置)

第46条の2 鳥取県埋蔵文化財センター設置条例(昭和57年鳥取県条例第14号)第1条の規定により設置された埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取市

(所掌事務)

第46条の3 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (2) 埋蔵文化財関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 出土品の整理及び公開に関すること。
- (5) 埋蔵文化財発掘調査に係る記録の収集整理に関すること。
- (6) その他埋蔵文化財の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(内部組織)

第46条の4 埋蔵文化財センターに、発掘事業室を置く。

第6款 むきばんだ史跡公園

(名称及び位置)

第46条の5 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第1条の規定により設置されたむきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立むきばんだ史跡公園	米子市及び西伯郡 大山町

(所掌事務)

第46条の6 史跡公園は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備にすること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

第6款 社会体育施設

(名称及び位置)

第48条 略

(所掌事務)

第49条 略

第7款 倉吉体育文化会館

(名称及び位置)

第50条 略

(所掌事務)

第51条 略

第8款 産業体育館

第7款 社会体育施設

(名称及び位置)

第47条 略

(所掌事務)

第48条 略

第8款 倉吉体育文化会館

(名称及び位置)

第48条の2 略

(所掌事務)

第48条の3 略

第9款 産業体育館

(名称及び位置)

第52条 略

(所掌事務)

第53条 略

第9款 埋蔵文化財センター

(名称及び位置)

第54条 鳥取県埋蔵文化財センター設置条例(昭和57年鳥取県条例第14号)第1条の規定により設置された埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取市

(所掌事務)

第55条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (2) 埋蔵文化財関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 出土品の整理及び公開に関すること。
- (5) 埋蔵文化財発掘調査に係る記録の収集整理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、埋蔵文化財の保存及び活用に関し必要な業務に関すること。

(内部組織)

第56条 埋蔵文化財センターに、発掘事業室を置く。

第10款 むきばんだ史跡公園

(名称及び位置)

第57条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号)第1条の規定により設置されたむきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立むきばんだ史跡公園	米子市及び西伯郡 大山町

(名称及び位置)

第48条の4 略

(所掌事務)

第48条の5 略

(所掌事務)

第58条 史跡公園は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園の関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の保存及び活用に関し必要な業務に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第59条 略

(内部組織及び所掌事務)

第60条 略

(名称、位置及び所管区域)

第61条 略

(内部組織及び所掌事務)

第62条 略

(名称、位置及び所管区域)

第63条 略

第6節 観光交流局の所管に属する機関

(名称及び位置)

第48条の6 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第2条の規定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立夢みなとタワー	境港市

(所掌事務)

第48条の7 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するための事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第49条 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 略

(名称、位置及び所管区域)

第51条 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 略

(名称、位置及び所管区域)

第53条 略

<p>(所掌事務) 第64条 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第65条 略</p> <p>(所掌事務) 第66条 略</p> <p>(名称及び位置) 第67条 略</p> <p>(所掌事務) 第68条 略</p> <p>(名称及び位置) 第69条 略</p> <p>(所掌事務) 第70条 略</p>	<p>(所掌事務) 第54条 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第55条 略</p> <p>(所掌事務) 第56条 略</p> <p>第57条及び第58条 削除</p> <p>(名称及び位置) 第59条 略</p> <p>(所掌事務) 第60条 略</p> <p>第61条及び第62条 削除</p> <p>(名称及び位置) 第63条 略</p> <p>(所掌事務) 第64条 略</p> <p>第65条から第67条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">第7款 <u>鳥取砂丘こどもの国</u></p> <p>(名称及び位置) 第68条 <u>鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第2条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="815 1624 1377 1709"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取砂丘こどもの国</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所掌事務) 第69条 <u>鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するための事務を所掌する。</u></p> <p style="text-align: center;">第8款 <u>福祉相談センター</u></p>	名称	位置	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	鳥取市
名称	位置				
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	鳥取市				

(設置)

第70条 福祉相談センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県福祉相談センター	鳥取市

(所掌事務)

第71条 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第72条 福祉相談センターに総務課、児童相談課、女性相談課、判定課及び一時保護課を置く。

第9款 児童相談所

(名称、位置及び所管区域)

第73条 鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子児童相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第74条 児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県中央児童相談所は、必要に応じて他の児童相談所を援助するとともに、その連絡調整を図るものとする。

(内部組織)

第75条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県中央児童相談所	
------------	--

鳥取県倉吉児童相談所	相談課	判定保護課
鳥取県米子児童相談所	相談課	判定保護課

第10款 婦人相談所

(名称、位置及び所管区域)

第76条 鳥取県婦人相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第7号）第1条の規定により設置された婦人相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県婦人相談所	鳥取市	鳥取県の区域

(所掌事務)

第77条 婦人相談所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項各号に掲げる要保護女子の保護更生に関する事務

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項各号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる配偶者暴力相談支援センターの業務

第11款 児童自立支援施設

(設置)

第78条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立喜多原学園	米子市

(所掌事務)

第79条 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、当該児童自立支援施設を退所した者に対する相談その他の援助を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第80条 児童自立支援施設に指導課を置く。

<p style="text-align: center;"><u>第7款</u> 障害児入所施設及び児童発達支援センター</p> <p>(名称、位置及び種別)  <u>第71条</u> 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設置された障害児入所施設及び児童発達支援センターの名称、位置及び種別は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(所掌事務)  <u>第72条</u> 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1項第1号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に関すること(鳥取県立皆成学園に限る。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(内部組織)  <u>第73条</u> 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第12款</u> 障害児入所施設及び児童発達支援センター</p> <p>(名称、位置及び種別)  <u>第81条</u> 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された障害児入所施設及び児童発達支援センターの名称、位置及び種別は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(所掌事務)  <u>第82条</u> 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に関すること(鳥取県立皆成学園に限る。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(内部組織)  <u>第83条</u> 略</p> <p><u>第84条から第86条まで</u> 削除</p>
<p style="text-align: center;"><u>第8款</u> 看護師等養成施設</p> <p>(名称、位置及び種別)  <u>第74条</u> 略</p> <p>(所掌事務)  <u>第75条</u> 略</p> <p>(内部組織)  <u>第76条</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第9款</u> 歯科衛生専門学校</p> <p>(名称及び位置)  <u>第77条</u> 略</p> <p>(所掌事務)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第13款</u> 看護師等養成施設</p> <p>(名称、位置及び種別)  <u>第87条</u> 略</p> <p>(所掌事務)  <u>第88条</u> 略</p> <p>(内部組織)  <u>第89条</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第14款</u> 歯科衛生専門学校</p> <p>(名称及び位置)  <u>第90条</u> 略</p> <p>(所掌事務)</p>

第78条 略

第10款 精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第79条 略

(所掌事務)

第80条 略

(内部組織)

第81条 略

第8節 子育て・人財局の所管に属する機関

第1款 鳥取砂丘こどもの国

(名称及び位置)

第82条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)第2条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	鳥取市

(所掌事務)

第83条 鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するための事務を所掌する。

第2款 福祉相談センター

(設置)

第84条 福祉相談センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県福祉相談センター	鳥取市

(所掌事務)

第85条 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第91条 略

第15款 精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第92条 略

(所掌事務)

第93条 略

(内部組織)

第94条 略

第86条 福祉相談センターに総務課、児童相談課、女性相談課、判定課及び一時保護課を置く。

第3款 児童相談所

(名称、位置及び所管区域)

第87条 鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管地域
鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子児童相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第88条 児童相談所は、児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県中央児童相談所は、必要に応じて他の児童相談所を援助するとともに、その連絡調整を図るものとする。

(内部組織)

第89条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県中央児童相談所	
鳥取県倉吉児童相談所	相談課 判定保護課
鳥取県米子児童相談所	相談課 判定保護課

第4款 婦人相談所

(名称、位置及び所管区域)

第90条 鳥取県婦人相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第7号）第1条の規定により設置された婦人相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県婦人相談所	鳥取市	鳥取県の区域

(所掌事務)

第91条 婦人相談所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項各号に掲げる要保護女子の保護更生に関する事務

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項各号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる配偶者暴力相談支援センターの業務

第5款 児童自立支援施設

(設置)

第92条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立喜多原学園	米子市

(所掌事務)

第93条 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、当該児童自立支援施設を退所した者に対する相談その他の援助を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第94条 児童自立支援施設に指導課を置く。

第9節 生活環境部の所管に属する機関

第3款 東部建築住宅事務所

(名称、位置及び所管区域)

第99条 鳥取県総合事務所等設置条例第5条第1項の規定により鳥取市に設置された東部建築住宅事務所の所管区域は、鳥取市、岩美郡及び八頭郡である。

第8節 生活環境部の所管に属する機関

第3款 建築住宅事務所

(名称、位置及び所管区域)

第99条 鳥取県総合事務所等設置条例第4条第1項の規定により設置された建築住宅事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部建築住宅事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(所掌事務)

第99条の2 東部建築住宅事務所は次に掲げる事務(第7号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。)を所掌する。

(1)~(9) 略

第10節 商工労働部の所管に属する機関

第11節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 東部農林事務所

(名称、位置及び所管区域)

第107条 鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により鳥取市に設置された東部農林事務所及び同条第3項の規定により八頭郡八頭町に設置された東部農林事務所八頭事務所の所管区域は、鳥取市、岩美郡及び八頭郡である。

(内部組織及び所掌事務)

第108条 東部農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略
---

2 東部農林事務所八頭事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略
---

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。  
農業振興課  
鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含む。)

(1)~(14) 略

(15) 東部農林事務所内の庶務に関すること(八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除

(所掌事務)

第99条の2 建築住宅事務所は次に掲げる事務(第7号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。)を所掌する。

(1)~(9) 略

第9節 商工労働部の所管に属する機関

第10節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 農林事務所

(名称、位置及び所管区域)

第107条 鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部農林事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

2 鳥取県総合事務所等設置条例第6条第3項の規定により設置された農林事務所の八頭事務所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県東部農林事務所八頭事務所	八頭郡八頭町

(内部組織及び所掌事務)

第108条 農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略
---

2 農林事務所の八頭事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略
---

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。  
農業振興課  
鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含む。)

(1)~(14) 略

(15) 農林事務所内の庶務に関すること(八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。)

く。)

(16) 略

鳥取農業改良普及所～八頭事務所八頭農業改良普及所 略

第12節 県土整備部の所管に属する機関

第13節 令和新時代創造本部及び総務部の所管に属する機関

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第15節 職制及び職務

(職制及び職務)

第156条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定する所長は、次のとおりである。

機関	名称
略	
西部県税事務所	西部県税事務所長
東部地域振興事務所	東部地域振興事務所長
略	

2・3 略

4 総合事務所の日野振興センター、県税事務所の支所及び東部農林事務所八頭事務所にそれぞれその長を置き、それぞれ日野振興センター、支所及び八頭事務所の事務をつかさどる。

5 前項に規定するもののほか、総合事務所、県税事務所、東部地域振興事務所、東部農林事務所及び県土整備事務所（以下「総合事務所等」という。）の内部組織に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

6～12 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
鳥取県男女共同参画推進員	女性活躍推進課（委員の任免に関することに限る。）
	男女共同参画センター（女性活躍推進課が担当する事務を除く。）

(16) 略

鳥取農業改良普及所～八頭事務所八頭農業改良普及所 略

第11節 県土整備部の所管に属する機関

第12節 元気づくり総本部及び総務部の所管に属する機関

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第14節 職制及び職務

(職制及び職務)

第156条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定する所長は、次のとおりである。

機関	名称
略	
西部県税事務所	西部県税事務所長
略	

2・3 略

4 総合事務所の日野振興センター、県税事務所の支所及び農林事務所の八頭事務所にそれぞれその長を置き、それぞれ日野振興センター、支所及び八頭事務所の事務をつかさどる。

5 前項に規定するもののほか、総合事務所、県税事務所、農林事務所及び県土整備事務所（以下「総合事務所等」という。）の内部組織に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

6～12 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民課
鳥取県個人情報保護審議会	県民課（地域振興課が担当する事務を除く。）
	地域振興課（住民基本台帳法

鳥取県男女共同参画 審議会	女性活躍推進課
鳥取県中山間地域等 活性化・移住定住促 進協議会	中山間・地域交通局中山間地 域政策課
略	
鳥取県県民投票選択 肢等検討委員会	県民参画協働課
鳥取県個人情報保護 審議会	県民参画協働課（市町村課が 担当する事務を除く。） 市町村課（住民基本台帳法 （昭和42年法律第81号）第30 条の40第2項に規定する事項 の調査審議に関する事務に限 る。）
鳥取県情報公開審議 会	県民参画協働課（政策法務課 が担当する事務を除く。） 政策法務課（鳥取県情報公開 条例（平成12年鳥取県条例第 2号）第22条第2号に掲げる 事項の調査審議に関する事務 に限る。）
略	
鳥取県文化芸術事業 評価委員会	文化政策課

	（昭和42年法律第81号）第30 条の40第2項に規定する事項 の調査審議に関する事務に限 る。）
鳥取県情報公開審議 会	県民課（政策法務課が担当す る事務を除く。） 政策法務課（鳥取県情報公開 条例（平成12年鳥取県条例第 2号）第22条第2号に掲げる 事項の調査審議に関する事務 に限る。）
鳥取県中山間地域等 活性化・移住定住促 進協議会	元気づくり推進局とっとり暮 らし支援課
鳥取県男女共同参画 推進員	元気づくり推進局女性活躍推 進課（委員の任免に関するこ とに限る。） 男女共同参画センター（元気 づくり推進局女性活躍推進課 が担当する事務を除く。）
鳥取県男女共同参画 審議会	元気づくり推進局女性活躍推 進課
略	
鳥取県私立学校審議 会	教育・学術振興課（子育て王 国推進局子育て応援課が担当 する事務を除く。） 子育て王国推進局子育て応援 課（私立幼稚園に関するこ とに限る。）
略	
鳥取県文化芸術事業 評価委員会	文化政策課
鳥取県文化財保護審 議会	文化財課
とっとり弥生の王国	

		調査整備活用委員会	
		鳥取県銃砲刀剣類登録審査会	
略	スポーツ課	略	スポーツ課
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会		2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	
鳥取県文化財保護審議会	文化財局文化財課		
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会			
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	文化財局とっとり弥生の王国推進課		
略		略	
略	ささえあい福祉局長寿社会課	略	ささえあい福祉局長寿社会課
鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研修実施委員会		鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研修実施委員会	
		子育て王国とっとり会議	子育て王国推進局子育て応援課
		鳥取県小児慢性特定疾病審査会	
		鳥取県青少年問題協議会	子育て王国推進局青少年・家庭課
略		略	
略	健康医療局医療・保険課	略	健康医療局医療・保険課
鳥取県薬物乱用対策推進本部		鳥取県薬物乱用対策推進本部	
子育て王国とっとり会議	子育て王国課		
鳥取県青少年問題協議会			
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	家庭支援課		
鳥取県私立学校審議会	総合教育推進課（子育て王国課が担当する事務を除く。） 子育て王国課（私立幼稚園に関することに限る。）		
略		略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年7月5日から施行する。ただし、第36条の改正規定（同条を第35条とする部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

(鳥取県庁舎管理規則の一部改正)

- 鳥取県庁舎管理規則（昭和31年鳥取県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(庁舎管理者等)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東部庁舎</td> <td style="text-align: center;"><u>東部地域振興事務所長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	略	略	東部庁舎	<u>東部地域振興事務所長</u>	略	略	<p>(庁舎管理者等)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東部庁舎</td> <td style="text-align: center;"><u>東部振興監</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	略	略	東部庁舎	<u>東部振興監</u>	略	略
略	略												
東部庁舎	<u>東部地域振興事務所長</u>												
略	略												
略	略												
東部庁舎	<u>東部振興監</u>												
略	略												

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

3 職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長、部長、局長、所長、理事監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長、業務適正化推進本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長、部長、局長、所長、理事監、<u>東部振興監</u>、大山開山1300年祭鳥取県本部長、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長、業務適正化推進本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、</p>

心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員	任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員
--	--

(鳥取県会計規則の一部改正)

4 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関と	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関と

みなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

交流人口拡大本部東京本部	交流人口拡大本部東京本部の副本部長
交流人口拡大本部関西本部	交流人口拡大本部関西本部観光・情報発信チームのチーム長
略	
生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の課長補佐
略	

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県西部県税事務所	(1) 略 (2) 収税課長
鳥取県東部地域振興事務所	課長補佐
略	
鳥取県立むきばんだ史跡公園	係長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和新時代創造本部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
交流人口拡大本部名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課	鳥取県多言語観光ホームページに係る宿泊成約手数料の収納事務

みなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

総務部東京本部	総務部東京本部の副本部長
総務部関西本部	総務部関西本部観光・情報発信チームのチーム長
略	
観光交流局・生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	観光交流局・生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の課長補佐
略	

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県西部県税事務所	(1) 略 (2) 収税課長
略	
鳥取県立むきばんだ史跡公園	次長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
元気づくり総本部県民課	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
	2 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
	3 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
元気づくり総本部東部振興監東部振興課	1 現金（基金に属する現金を除く。以下出納機関の項において同

			じ。)の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し(手許保管のものに限る。)及び払込みに関する事務 3 有価証券の出納及び保管に関する事務
略		略	
総務部営繕課	1 略 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務	総務部営繕課	1 略 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務
		総務部名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
略		略	
地域づくり推進部市町村課	1 本人確認情報の開示に係る書面の作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に係る手数料の収納に関する事務 3 政治団体に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の収納に関する事務	地域振興部地域振興課	1 本人確認情報の開示に係る書面の作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に係る手数料の収納に関する事務 3 政治団体に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の収納に関する事務
地域づくり推進部県民参画協働課	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 県が発行する刊行物及びバッジの販売代金並びに送付に要する費用に係る現金の収納に	地域振興部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
		地域振興部文化財課	鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務

	関する事務	観光交流局観光戦略課	鳥取県多言語観光ホームページに係る宿泊成約手数料の収納事務
地域づくり推進部文化財局文化財課	鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務		
福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	災害時に寄せられる寄附金の収納に関する事務	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	1 災害時に寄せられる寄附金の収納に関する事務 2 <u>生活保護費の返還金及び徴収金の収納に関する事務</u>
福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護費の返還金及び徴収金の収納に関する事務		
福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務
		福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定する届出を怠ったことによる過払金の収納事務 2 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納及び保管に関する事務
略		略	
福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務	福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務
子育て・人財局家庭支援課	1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定		

	する届出を怠ったこと による過払金の収納事務		
	2 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納及び保管に関する事務		
略		略	
出納機関	鳥取県西部総合事務	1 地域振興局総務室の室長に委任させる事務 (1) 現金(基金に属する現金を除く。以下出納機関の項において同じ。)の収納及び保管に関する事務 (2)~(4) 略	1 地域振興局総務室の室長に委任させる事務 (1) 現金の収納及び保管に関する事務  (2)~(4) 略
	2 略		2 略
略		略	
略		略	
2 分任出納員に委任させる事務		2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務	区分	委任事務
交流人口拡大本部東京本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務	総務部東京本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
交流人口拡大本部関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務	総務部関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
略		略	
子育て・人財局家庭支援課	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納に関する事務	福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納に関する事務
略		略	

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

5 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 庶務集中課、中部総合事務所、西部総合事務所、<u>東部地域振興事務所</u>及び八頭県土整備事務所</p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>東部振興課</u>、庶務集中課、中部総合事務所、西部総合事務所及び八頭県土整備事務所が集中管</p>

<p>が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに庶務集中課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務 (3)～(10) 略</p>	<p>理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに庶務集中課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務 (3)～(10) 略</p>
--	--

(鳥取県予算規則の一部改正)

6 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主務部長 知事部局の部長(令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、子育て・人財局長及び会計管理者を含む。)、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。 (2)～(4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主務部長 知事部局の部長(元気づくり総本部長、危機管理局長、観光交流局長及び会計管理者を含む。)、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。 (2)～(4) 略</p>

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

7 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2～7 略 8 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれの施設入所措置等のうちその月に行われる分(次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、その月に終了する当該助産の実施の全部)に要する費用(福祉保健部長及び子育て・人財局長が児童保護措置費徴収事務取扱要領で定めるものに限る。以下「その月分の措置費等」という。)について県が支弁した額をいう。 9 略 (雑則) 第8条 この規則に定めるもののほか、施設入所措置</p>	<p>(定義) 第2条 略 2～7 略 8 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれの施設入所措置等のうちその月に行われる分(次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、その月に終了する当該助産の実施の全部)に要する費用(福祉保健部長が児童保護措置費徴収事務取扱要領で定めるものに限る。以下「その月分の措置費等」という。)について県が支弁した額をいう。 9 略 (雑則) 第8条 この規則に定めるもののほか、施設入所措置</p>

<p>等に要する費用の徴収に関し必要な事項は、福祉保健部長及び子育て・人財局長が別に定める。</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">所得税額等申告書</p> <p style="text-align: center;">職氏名            様</p> <p>鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">住所 申告者            氏名                            ㊞</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">略</div> <p>注1～3 略</p> <p>4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として福祉保健部長及び子育て・人財局長が別に定めるものを添付すること。</p>	<p>等に要する費用の徴収に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">所得税額等申告書</p> <p style="text-align: center;">職氏名            様</p> <p>鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">住所 申告者            氏名                            ㊞</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">略</div> <p>注1～3 略</p> <p>4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として福祉保健部長が別に定めるものを添付すること。</p>
--	--

（鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正）

- 8 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長及び子育て・<u>人財局長</u>が別に定める。</p>	<p>（委任）</p> <p>第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。</p>

（鳥取県公報発行規則の一部改正）

- 9 鳥取県公報発行規則（平成5年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公報の閲覧）</p> <p>第4条 公報は、<u>地域づくり推進部県民参画協働課</u>の適切な場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</p>	<p>（公報の閲覧）</p> <p>第4条 公報は、<u>元気づくり総本部県民課</u>の適切な場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</p>

（鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正）

- 10 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、<u>鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課</u>、<u>鳥取県中部総合事務所地域振興局並びに鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局</u>で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、<u>鳥取県元気づくり総本部県民課</u>、<u>鳥取県中部総合事務所地域振興局並びに鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局</u>で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>
---	---

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

11 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>会計担当職員 組織規則第16条第8項第3号及び第4号</u>に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっては、上席の職員とする。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項<u>及び令和新時代創造本部の所掌事務のうち統轄監が処理することが適当である事項は、統轄監の専決事項とする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本庁又は 地方機関 の別</td> <td style="width: 15%;">正当決裁権 者</td> <td style="width: 15%;">第1順位者</td> <td style="width: 15%;">第2順位者</td> </tr> </table>	本庁又は 地方機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>会計担当職員 組織規則第16条第9項第2号及び第3号</u>に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっては、上席の職員とする。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項<u>その他統轄監が処理することが適当である事項は、統轄監の専決事項とする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本庁又は 地方機関 の別</td> <td style="width: 15%;">正当決裁権 者</td> <td style="width: 15%;">第1順位者</td> <td style="width: 15%;">第2順位者</td> </tr> </table>	本庁又は 地方機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者
本庁又は 地方機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者						
本庁又は 地方機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者						

1 本庁	略		
	(2) 副知事	統轄監	主務部長
	(3) 統轄監	主務部長	
	(4) 略		
	(5) 略		
	(6) 略		
略			

2・3 略

別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)  
一般の事務に係る事務処理権限

種類	事項 内容	事務処理権限の区分									
		知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				
			部長	課長	会計 担当 職員	地方機 関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機 関の長
略											
二 事務 管理及 び庶務 に関する 事務	略 13 協定書、覚書その他これらに類するものの締結 (一) 略 (二) (一)以外のものの (1) 略 (2) (1)以外の事務に係るもの イ 重要なもの  ロ 略										○
略											
	15 後援名義使用の承諾 (一) 略 (二) (一)以外のものの (1) 直近3年間に実績がないもの  (2) 略										○
略											
四 指導 監督	1 許可、認可、免許、承認、指定、命										

1 本庁	略		
	(2) 副知事	統轄監	主務部長
	(3) 略		
	(4) 略		
	(5) 略		
	略		

2・3 略

別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)  
一般の事務に係る事務処理権限

種類	事項 内容	事務処理権限の区分									
		知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				
			部長	課長	会計 担当 職員	地方機 関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機 関の長
略											
二 事務 管理及 び庶務 に関する 事務	略 13 協定書、覚書その他これらに類するものの締結 (一) 略 (二) (一)以外のものの (1) 略 (2) (1)以外の事務に係るもの イ 重要なもの (イ) 局長が処理することが適当な もの(元気づくり総本部東部振興監に限る。) (ロ) (イ)以外のもの  ロ 略										○
略											
	15 後援名義使用の承諾 (一) 略 (二) (一)以外のものの (1) 直近3年間に実績がないもの ア 事業等がおおまかに県東部圏域に限られるもの(元気づくり総本部東部振興監に限る。) イ ア以外のもの (2) 略										○
略											
四 指導 監督	1 許可、認可、免許、承認、指定、命										



<p>(3) 略 (二)～(四) 略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>当であるもの の(元気づ くり総本部 東部振興監 に限る。) (ロ) (イ)以 外のもの</p> <p>(3) 略 (二)～(四) 略</p> <p>略</p> <p>略</p>
--	--

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

12 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧は、<u>中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局及び東部地域振興事務所</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局又は東部地域振興事務所</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>	<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧は、<u>元気づくり総本部東部振興監、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>元気づくり総本部東部振興監、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

13 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 条例第5条第6項の規定による登録簿の閲覧は、<u>地域づくり推進部県民参画協働課及び実施機関</u>が別に定める場所で、執務時間中にするものとする。</p>	<p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 条例第5条第6項の規定による登録簿の閲覧は、<u>元気づくり総本部県民課及び実施機関</u>が別に定める場所で、執務時間中にするものとする。</p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

14 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第8項</u>の規定により置かれる次長、<u>同条第10項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第11項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第12項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第16項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第17項</u>の規定により置かれるスポーツ振興監並びに<u>同条第20項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第9項</u>の規定により置かれる次長、<u>同条第11項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第12項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第13項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第17項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第18項</u>の規定により置かれるスポーツ振興監並びに<u>同条第21項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

15 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、<u>鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課</u>、鳥取県中部総合事務所地域振興局並びに鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、<u>鳥取県元気づくり総本部県民課</u>、鳥取県中部総合事務所地域振興局並びに鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

16 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p>

<p>2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 縦覧は、<u>中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局及び東部地域振興事務所</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第11条の規定による書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局又は東部地域振興事務所</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 縦覧は、<u>元気づくり総本部東部振興監、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第11条の規定による書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>元気づくり総本部東部振興監、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>
---	---